


| | |
|------------------------|---|
| (公・事・取扱注意・親展)(写) | (発番) 全国港湾18FAX第91号 |
| (宛先) | 2019年 5月 9日 時 分 |
| 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿 | (発信者) 全国港湾書記局  |

(件名)

19春闘第8回中央港湾団交の経過について

(本文)

1. 全国港湾と港運同盟は、5月9日(木)に新橋の港運会館において19春闘第8回中央港湾団交を開催(14:00)した。

中央港湾団交で業側は、アライアンス・定年延長・港湾年金の支給要件・労災企業補償について組合側と現時点で確認できる課題について説明し、同時に産別制度賃金と事前協議問題については、中央団交の下で小団交を開催して協議するとした議事録確認(案)組合側に提案してきた。

組合側は、これについてやっとスタート地点に立てたとの認識を示したうえで、それぞれの課題で抱えている問題はあるが小団交で詰めていけるものを詰めていき、まとめられた段階で中央団交を開催して19春闘を妥結していきたいとし、団交を終了した。

また、小団交は、5月14日を予定している(14:10終了)

2. 業界側は現状の打開を図るため、現時点で回答できる課題の確認と時間がかかる課題とならざるを得ない制度賃金と事前協議問題については中央団交の下、小団交で協議するという内容の議事録確認(案)を組合側に提案した。

3. 組合側は、今までなんの回答もなかったようなものでやっと19春闘のスタートに立ったと考える。要求での現時点で出来ることを確認していき、産別制度賃金と事前協議問題では、小団交で協議してまとまったところで中央団交を開催して現状の打開を図ってきたい。

4. 組合側は、各課題について要旨次の通り言及した。

- (1) ONEのようなアライアンスでは、各港によって船の取扱量に凸凹が出来てしまう。その結果、作業会社の保有基準まで変更せざるを得なくなり、事業基盤が揺らぐ事態まで考慮しなければならない状況が生まれている。
- (2) 年金について約1年の間があるので、その間に適用すべき人に対しても何らかの対応する必要がある。
- (3) 定年延長には原資が必要というが、すでに65才定年の時代を迎えており、前倒しにした対応が必要である。
- (4) 労災企業補償制度の確立には、保険料の60%アップの調査結果があるにせよ、産別で統一した制度は必要との認識で制度作りこそ進めるべきだ。

(5) 事前協議違反問題は、また同じことが起きかねない。早々に謝罪文等を取るべきだ。

5. そのうえで組合側は、議事録確認(案)のスト回避の項目の解釈については、19春闘全体についてのスト権を縛ることではないことを業側から確認を取った。

6. つまり、再び事前協議違反が起きたりした場合、当然スト権行使もありうるということを確認した。業側から中古自動車輸出業協同組合から放射線量の検査について5検に限った検査は、独禁法に触れるし、莫大な費用がかかり、中止を求めてきていることにたいして安全専門委員会で対応を協議したいとの要請があった。

7. 組合側は、港湾労働者の健康被害の為にやっていることで必要だからやっているし、やめる必要もない。また、5検に限定になったのは他の会社で十分な検査もしていなかったという事実があった。

本件は、安全専門委員会での協議にはいつでも応じることを回答し日程は別途調整することとした。

8. 港湾機能高度化施設整備事業の公募が行われていることについて、労働者を機械に置き換えることにつながるもので容認は出来ないと主張し、募集要領にもあるように労使の合意が必要であり、見切り発車をしないように業側を戒めた。また、この件は中央で協議して対応すべきと要請した。

9. 4月15日における神戸PC18でのスト破りについて何らかの報復行動を行う用意があることを通告した。

10. 以上の協議を行い、中央団交を終了した。なお、小団交は5月14日(火)に開催を予定している。(15:15終了)

以上

<添付> 19春闘第8回中央団交 議事録確認

19 春闘第 8 回中央港湾団交 議事録確認

一般社団法人日本港運協会(日港協)と全国港湾労働組合連合会(全国港湾)及び全日本港湾運輸労働組合同盟(港運同盟)は、19 春闘第 8 回中央港湾団交において協議した内容を、下記の通り議事録として確認する。

記

1. 日港協は、全国港湾と港運同盟からの春闘要求につき、次の通り回答した。

(1) 船社の統合、アライアンスに係る港運事業の業域と港湾労働者の職域を確保する課題について

事前協議制度は、港湾労働者の雇用と就労を守ることを原則とした極めて重要な制度であることを日港協は認識し、引き続きこの制度の厳守を前提に、適正かつ厳格な運用を行っていく。

そのために、2017 年 3 月 1 日付中央事前協議会議事録確認を原則に、船社からの事前協議申請については、日港協として関係元請と雇用不安の有無について充分検証した上で、定例の中央事前協議会またはその小委員会を立ち上げ労使協議・検討し、必要に応じ船社に対して協力を求める事とする。

(2) 定年延長に伴う諸制度の整備について

① 65 歳定年制度の実施に向けた条件整備を整えること。

各港・各事業者で事情が異なるが、早期実現に向けて各企業労使で努力するよう周知する。

② 港湾年金の支給要件について

港湾年金の支給要件の改定については、原資負担の増加が見込まれるので、労使からなるワーキンググループを立ち上げ、安定協会よりデータを提供を求めつつ課題の精査を含め、65 歳の誕生日までを対象とし、2020 年 4 月 1 日より実施する。

(3) 労災企業補償制度について

昭和 49 年 4 月 20 日付協定書(協定書・確認書集第 52 条)を尊重し、負担増を含め、各企業内補償の実態把握に努めるとともに、引き続き中央安全専門委員会、必要に応じ労使政策委員会において、問題解決に向け協議することと致したい。

2. 日港協と全国港湾及び港運同盟は、産別制度賃金及び2019年2月4日付『事前協議制度違反に関する申し入れ』の取扱いについて下記の通り確認した。

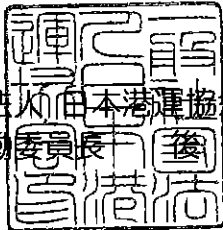
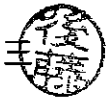
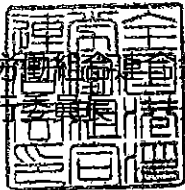



上記2件の取扱いについては、中央団交の下で、小団交を開催し、その取扱いについて協議する。

3. 全国港湾と港運同盟は、上記2の小団交での協議期間中は、3月20日付争議通告『(全国港湾18発第90号)・(港運同盟発19-第20号)』を延期する。

4. 労使いずれかより中央団交開催の要請があれば速やかに再開することとする。

以上

2019年(令和元年)5月9日

| | | | |
|-------------------------|--|--------|---|
| 一般社団法人日本港運協会 経営労働委員長 |  | 藤 正 三 |  |
| 全国港湾労働組合連合会 中央執行委員長 |  | 谷 欽一郎 |  |
| 全日本港湾労働組合同盟 会 |  | 新屋 義 徳 |  |